

豊浦町立礼文華小学校「いじめ防止基本方針」

はじめに

いじめは、どの学校でも、どこの学級にも、どの児童にも起こり得ることである。「極小規模校の本校でもいじめは起こる得る」という危機意識を持ち、本校児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「礼文華小学校いじめ基本防止方針」を策定した。

【本校におけるいじめ防止のための基本方針】

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくる。
- 児童、教職員の人権意識を高める。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者や地域、関係機関と連携を深める。

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、決して許される行為ではない。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険性を生じさせる恐れがある。

従って、いじめの問題の解決に当たっては、未然防止、早期発見及び早期対応が重要である。こうした取組を進めるためには、学校、保護者及び地域がいじめの対応の基本姿勢を共有し、密接な連携のもと、組織的な対応を図るよう体制の整備を行わなければならない。

(2) いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や地域と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめの防止等の基本的な考え方

- (1) 児童が心豊かに生活できる環境づくりに努める。
- (2) いじめ防止に取り組む組織を設置し、未然防止、早期発見、早期対応を組織的に推進する。
- (3) アンケート調査と連動した定期的な教育相談を実施するなどして児童一人一人の実態の把握に努める。

- (4) 児童がいじめの問題を主体的に捉え、その防止に向けて行動するよう指導する。
- (5) 町内の小学校、中学校や保護者、地域と連携を図り、いじめ防止に関する取組を地域ぐるみで行う。
- (6) 本方針及び具体的な取組等については、学校だより等で情報発信し、いじめの防止の啓発に努める。

3 いじめの未然防止・早期発見・早期対応のための取組

(1) いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの未然防止のため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置し、校内生徒指導部と連携し、実効的な取組を推進する。

ア 構成

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、担任、養護教諭、スクールカウンセラー

イ 活動

- ・未然防止のための年間指導計画の作成
- ・調査及び教育相談に関すること
- ・いじめ事案の対応に関すること
- ・いじめにかかわる生徒指導に関すること

ウ 開催

- ・学期1回定例会を行う。
- ・いじめ事案が発生したときは、臨時に開催する。

(2) いじめの防止のための定期的なアンケート調査の実施

(3) いじめの相談体制の整備

ア 定期的な教育相談の整備

イ スクールカウンセラーの活用

ウ いじめ相談電話等の公共相談機関の周知

(4) いじめの防止等にかかる教職員の資質の向上

いじめ防止対策推進法、いじめの予防、防止、措置などにかかわる研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

ア 定期的なネットパトロールの実施

イ 児童及び保護者にフィルタリング教室や情報モラル研修会等を行う。

(6) いじめの具体的な対応

ア いじめに関する相談を受けた場合、またはアンケート調査等で疑いがある場合、速やかに事実の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合、即座にいじめをやめさせ、いじめを受けた児童や保護者への緊密な支援を行い、いじめを行った児童や保護者に対応に対しては指

導助言を継続的に行い、再発防止に努める。

ウ いじめを受けた児童が、安心して学校生活を送るために必要があると認められるときは、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童を保護者と連携を図りながら、一定期間、別室で学習させる措置を講じる。

エ 児童、保護者などいじめにかかわる関係者の関係改善のため、いじめの事実及び対処の仕方を共有するため必要な措置を講じる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署など関係機関と連携し対処する。

(7) 重大事案への対処

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている疑いがあると認められるときは、次の対処を行う。

ア 重大事態が発生した場合は、豊浦町教育委員会に報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織を設置する。

ウ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、事実経過等の情報を適切に提供する。ただし、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

オ 調査結果は、豊浦町教育委員会を通じて、豊浦町長に報告する。

4 学校いじめ基本方針の評価等について

(1) 本方針に基づき、次のことについて年間計画を作成する。

ア 校内研修の取組

イ いじめの対応にかかわる教職員の資質向上の取組

ウ いじめの早期発見・いじめの対処に関する取組

(2) いじめの防止に関する取組の徹底を図るためチェックリストを作成して全教職員で取り組む。

(3) PDCAサイクルに基づいた検証を学校評価と関連付けて行う。

(4) 学校評価委員会への報告・評価